平成２１年（フ）第３２４８号
名古屋市西区那古野２丁目18番１号
破産者　古田善照こと　古田　隼人
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２９６号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅３棟707号
破産者　石井　　彰
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２４号
愛知県海部郡甚目寺町森６丁目２番地の10
破産者　郷出　恵子（旧姓竹内）
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９１号
愛知県北名古屋市沖村天花寺105番地　宝・西春ハイツ303号
破産者　池下　政行
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７９号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡14条６丁目５番６号
破産者　大上　　功
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
北海道旭川市９条通15丁目24番地の130
破産者　佐々木勝彦
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５２号
北海道旭川市南が丘１丁目２番３号
破産者　岩山　重之
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４２号
北海道旭川市永山７条４丁目３番16号
破産者　和田　和昭
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７９１号
盛岡市向中野字五合田62番地　レオパレスｔｒｏｉｓピエールＢ203号
破産者　米沢　幹浩
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２６９号
宮城県多賀城市東田中２丁目40番29―604号
破産者　伊丹　誠司
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４２号
仙台市泉区松陵２丁目44番地の８
破産者　秋元　克義
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９９号
宮城県亘理郡山元町坂元字芦田１番地16
破産者　西塚トキコ
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４６号
仙台市太白区四郎丸字吹上３番地の３　グランデ吹上Ａ
破産者　田中　真樹
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４７号
仙台市太白区萩ケ丘16番地25号　ロワール萩ケ丘105
破産者　中鉢　道哉
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
宮城県大崎市田尻北牧目字新田１番地６
破産者　千葉　康司
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
宮城県大崎市古川稲葉３―６―33―411、住民票上の住所宮城県大崎市古川十日町８番８号
破産者　大場　和美
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
宮城県大崎市古川幸町２丁目３番33号、従前の住所福島県いわき市小名浜大原字丙新地24番地の１
破産者　時田　誠治
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３３３１号
横浜市戸塚区平戸５丁目24番10号
破産者　大木　芳子
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６号
川崎市宮前区南平台７番１―406号　県公社住宅、開始決定時の住所川崎市宮前区野川839番地１　ダイアパレスグランヒル宮前303号
破産者　高橋　　登
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係